

# 工賃向上セミナー等開催事業業務委託に関する仕様書

長崎県は、県内の就労継続支援事業所等を利用する障害者が受け取る工賃の向上及び一般就労を促進するため、下記のとおり、就労支援を行う事業所職員等を対象としたセミナーを実施します。

記

## I 研修カリキュラムの作成及び実施

研修日数は2～3日程度を想定しており、実施方法は、オンラインでの実施も可とする。

### (1) 研修内容

#### 【工賃向上セミナー】

- ① 経営的視点での就労系事業所の工賃向上についての講義  
例) 生産活動に係る現状把握と課題の抽出
- ② マーケティング戦略や請負獲得のための営業方法等についての講義
- ③ 質疑応答、まとめ

#### 【就労促進セミナー】

- ① 一般就労に向けた支援力向上についての講義
- ② 質疑応答、まとめ

### (2) 研修実施に付随する業務

- ① 対象事業所の事前問い合わせ対応等
- ② 研修講師との連絡調整
- ③ 各種文書作成(パンフレット等周知文書、受講者名簿等)
- ④ 研修の広報
- ⑤ 受講者へのアンケート調査及び取り纏め
- ⑥ その他研修実施に必要な業務

## II 研修実施期間

契約日～令和8年3月27日のうち適宜実施

## III 参加対象事業所

県内の就労継続支援事業所及び就労移行支援事業所等

## IV 報告書の作成・納品

研修実施結果(アンケート取りまとめ等含む)を取り纏めて、報告書を長崎県へ納品してください。(簡易製本で可)